

明星っ子こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人宇治明星園
所 在 地	宇治市白川鍋倉山22番地10
電 話 番 号	0774-21-6055
代表者氏名	理事長 中島 研

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	明星っ子こども園
施 設 の 所 在 地	宇治市五ヶ庄芝ノ東19-5
連 絡 先	電話番号 0774-32-0704 FAX 0774-32-8515
管 理 者	園長 清水 芳美
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 5人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 90人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 55人
開 設 年 月 日	昭和52年4月1日 保育園認可 平成31年4月1日 幼保連携型認定こども園認可

3 施設の目的・運営方針

当園は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、満3歳以上の子どもに対する教育、並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。教育・保育にあたっては、子どもとの信頼関係を十分に築き、子どもが自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるように環境を整え、義務教育及びその後の教育の基礎を培うこと。さらに、子どもの最善の利益を考慮し、保護者と共に子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,980.06 m ²
	園庭	576.85 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼版
	延べ床面積	1,085.75 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	4室	ちびびよ組（0歳児）、ぴよぴよ組（0歳児） ひよこ組（1歳児）、あひる組（1歳児）
保育室	6室	りす組（2歳児）、うさぎ組（2歳児） こぶた組（3歳児）、こぐま組（3歳児） うめ組（4歳児）、さくら組（5歳児）
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	
園長室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
副園長	1	園長を補佐し、園務を整理し、家庭や地域との連携を推進する。
主幹保育教諭	2	副園長を補佐し、園務整理を行うとともに、家庭や地域との連携を推進し、職員の資質の向上に取り組む、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。
指導保育教諭	2	職員の資質の向上に取り組むとともに、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
保育教諭	15	教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
保育士	3	一時預かり事業・延長保育事業・障害児保育事業等を担当する。
保育補助	1	食事の準備・後片付け・掃除など、教育及び保育の補助を行う。
看護職員	1	園児及び職員の健康管理及び体調不良児の看護を行う。
調理員	2	献立に基づく調理業務を行う。
栄養士	1	献立の作成を行う。

事務員	1	法人・施設の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
安全支援員	1	園内外の警備・駐車場の安全管理及び園内外の環境整備及び美化を行う。
園医	1	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園歯科医	1	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園薬剤師	1	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

※ 当園では、定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 上記以外にも必要に応じた職種及び非常勤職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	8 : 30 ~ 17 : 00
副園長	7 : 00 ~ 15 : 30、7 : 30 ~ 16 : 00 8 : 00 ~ 16 : 30、8 : 30 ~ 17 : 00 9 : 00 ~ 17 : 30、9 : 30 ~ 18 : 00 10 : 00 ~ 18 : 30、10 : 30 ~ 19 : 00
主幹保育教諭	7 : 00 ~ 15 : 30、7 : 30 ~ 16 : 00
指導保育教諭	8 : 00 ~ 16 : 30、8 : 30 ~ 17 : 00
保育教諭	9 : 00 ~ 17 : 30、9 : 30 ~ 18 : 00
保育士・保育補助	10 : 00 ~ 18 : 30、10 : 30 ~ 19 : 00
事務員	9 : 00 ~ 16 : 00、11 : 30 ~ 18 : 30
看護職員	8 : 30 ~ 17 : 00、9 : 00 ~ 16 : 00 8 : 30 ~ 13 : 00、12 : 30 ~ 17 : 00
調理員・栄養士	7 : 30 ~ 16 : 00、8 : 00 ~ 16 : 30 8 : 30 ~ 17 : 00
安全支援員	8 : 00 ~ 11 : 30、16 : 00 ~ 18 : 00

※ ローテーションにより、各教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日・日曜日・祝祭日 園長が別に定める日 (年間行事計画の通り)
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日・祝祭日 年末・年始期間等園長が別に定める日
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	(年間行事計画の通り)

(注1) 休日等に行事がある場合には、別途対応します。(年間行事計画の通り)

(注2) 2号・3号認定子どもは、園長が別に定める日を、「申込教育・保育日」、「家庭教育・保育協力依頼日」とします(年間行事計画の通り)。

(注3) 「申込教育・保育日」は、事前申込が必要になります。また、外出等の取組みにより、お弁当となる場合があります。「家庭教育・保育協力依頼日」は給食もございませんので、ご協力をお願い致します。

(注4) 入園・進級式、保護者プール参加、生活発表会、運動会、お泊り保育2日目等の行事は、行事終了とともに昼食なく保護者と一緒に帰園頂き、その後は家庭教育・保育協力依頼となります。

7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間		利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間		8時30分～13時30分 (※注1)
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間	平日	7時30分～18時30分 (※注2)
		土曜日	7時30分～17時00分
	保育短時間	平日	8時30分～16時30分 (※注3)
		土曜日	8時30分～16時30分

(※注1) 1号認定子どもは、13時30分～16時30分までは、一時預かり事業をご利用頂くことをご利用の条件としております。

(別途利用者負担が必要となります)。

また最終登園時間は9時00分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時00分までに登園していただきますようお願いいたします。

(※注2) 7時30分から18時30分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間となります(実際に教育・保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他、教育・保育を必要とする時間を勘案し、園長が保護者ごとに個別に決定させていただきます)。

なお7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から7時30分及び18時30分～19時00分までの間で、延長保育を提供いたします。

また、最終登園時間は9時00分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時00分までに登園していただきますようお願いいたします。

(※注3) 8時30分から16時30分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間となります(実際に教育・保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他、教育・保育を必要とする時間を勘案し、園長が保護者ごとに個別に決定します)。

なお8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は月～金曜日の7時30分から8時30分又は16時30分から18時30分、土曜日の16時30分～17時の間で、延長保育を提供いたします。

また最終登園時間は9時00分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時00分までに登園していただきますようお願いします。

(注4)「申込教育・保育日」は、7時00分～7時30分の延長保育はありません。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 病児保育（体調不良児対応型）

園児が園で微熱を出すなど体調不良となった場合に保護者の方が迎えにくるまで看護師が看護し安心・安全な体制を確保しています。

(3) 障害児保育

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事・おやつを提供を行います。

※ 献立表を毎月別途、送信します。

※ アレルギー食物の除去・解除が必要な方は、所定の「食物アレルギー児における除去食に関する診断書」（医師の診断書）をご提出いただき調理します。食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) 一時預り事業（幼稚園型）1号認定子ども 13時30分～16時30分

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（給食費等）

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

(3) お支払い方法

お支払いは、現金又は口座振替です。手続きについては、別途お知らせします。

項目	支払期日
保育料	毎月当月分を月末までに支払（引落）
給食費等	毎月の前月末〆分を翌月10日までに支払（引落）

(注1) 口座振替依頼者の引落日が土曜・祝祭日等の場合は、前の銀行営業日の

引落となります。また、残高不足による再引落は行いませんので、引落ができなかった場合は、現金でお支払い下さい。

(注2) 事前に請求明細書をお渡しいたします。現金支払は領収書を発行します。口座振替は通帳記帳が領収確認となりますので領収書は発行されません。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	こうどう小児科
医 院 長 名	幸道 直樹
所 在 地	宇治市菟道西隼上り4-23
電 話 番 号	0774-33-8886

(2) 歯科

医療機関の名称	おだ歯科・小児科クリニック
医 院 長 名	小田 博
所 在 地	宇治市木幡御園1番 長谷川ビル302号
電 話 番 号	0774-33-0648

(3) 薬剤師

名 称	英薬局
薬 剤 師 名	鎌田 晃代
所 在 地	宇治市五ヶ庄折坂63-2
電 話 番 号	0774-38-1688

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者 園長 清水芳美 ・窓口担当者 副園長 高倉 明子 ・ご利用時間 8:30～ 17:00 ・電話番号 0774-32-0704 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	奥西 隆三
		電話番号 0774-32-0235
		サービス向上提言委員会

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
園舎老朽化に伴う 建替え	園舎老朽化に伴い、短中期計画で建替えを検討しています。具体的な建替え時期は未定ですが、建替え工事に際して仮園舎での生活になるなどご不便をおかけする事が想定されますのでご承知おき下さい。

- 一部改正 令和元年9月22日 (令和元年10月1日施行) 幼児教育保育無償化
- 一部改正 令和2年1月29日 (令和2年4月1日施行)
- 一部改正 令和3年12月24日 (令和4年4月1日施行)
- 一部改正 令和6年2月10日 (令和6年4月1日施行)

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乘せ徴収分、実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
1号・2号認定子どもに係る主食費	給食費（主食代）	月額 1,500円
1号・2号認定子どもに係る副食費（注1）	給食費（副食費）おやつ代含む	月額 4,900円 （注2）
保育材料費	個人持ち保育材料・文具、帽子、健康ノート、印鑑等	実際に要した経費（実費）
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費、観劇代・入場料等	実際に要した経費（実費）

（注1）

2号認定子どもの内、3歳～5歳クラスが対象です。

（注2）

年収360万円未満相当世帯の子どもたちと多子軽減第3子以降の子どもたちについては、副食費（おかず、おやつ等）の費用が免除されます。

年収が約360万円以上約640万円未満相当の世帯で当園に入所しているお子様（2号認定児）が、18歳未満の兄弟姉妹の中で第3子以降の子どもに該当する場合には、宇治市が独自で副食費を免除する事業があります（毎年変更される場合があります）。

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 一時預り保育料

1号認定の一時預り保育料に係る利用者負担金 13時30分～16時30分

月額 11,300円を上限として450円に利用日数を乗じた金額とします。

但し、新2号・新3号認定の一時預り保育料は、無償化の可能性が高いので費用の徴収は致しません。

登降園時のスマートフォンアプリのカメレオンコードをかざして頂いたことにより確認します。カメレオンコードは、お迎え時に先にかざしてから各教室へ迎えに行ってください。

(2) 時間外保育に係る利用者負担金

当園は原則、平日は19時00分に、土曜日は17時に閉門します。園の保育時間は、平日が19時00分、土曜日が17時です。

万が一、平日19時00分、土曜日17時を超えた場合は時間外保育料を頂きます。

ア 平日に係る時間外保育料

19時01分～19時15分 1日14分毎 500円

19時16分以降 1日14分毎 1,000円

イ 土曜日に係る時間外保育料

17時01分～17時15分 1日14分毎 500円

17時16分以降 1日14分毎 1,000円

延長保育料は1日1分～14分を1単位として、標記の額が加算されます。
なお、時間はお迎え時にスマートフォンアプリのカメレオンコードをかざして
頂いたことにより確認します。カメレオンコードは、お迎え時に先にかざしてから
各教室へ迎えに行ってください。

- ※ 「申込教育・保育日」は、7時～7時30分の延長保育はありません。
- ※ 保育標準時間認定の7時～7時30分及び18時30分～19時、短時間認定の月
～金曜日7時30分～8時30分及び16時30分～18時30分、土曜日16時30
分～17時の延長保育料は、市の延長保育事業補助金の制度がある期間は徴収い
たしません。
なお、短時間認定のご利用者は、お迎え時にスマートフォンアプリのカメレオン
コードをかざして頂いたことにより確認しますので、16時35分までにかざし
てください。カメレオンコードは、お迎え時に先にかざしてから各教室へ迎えに行
ってください。